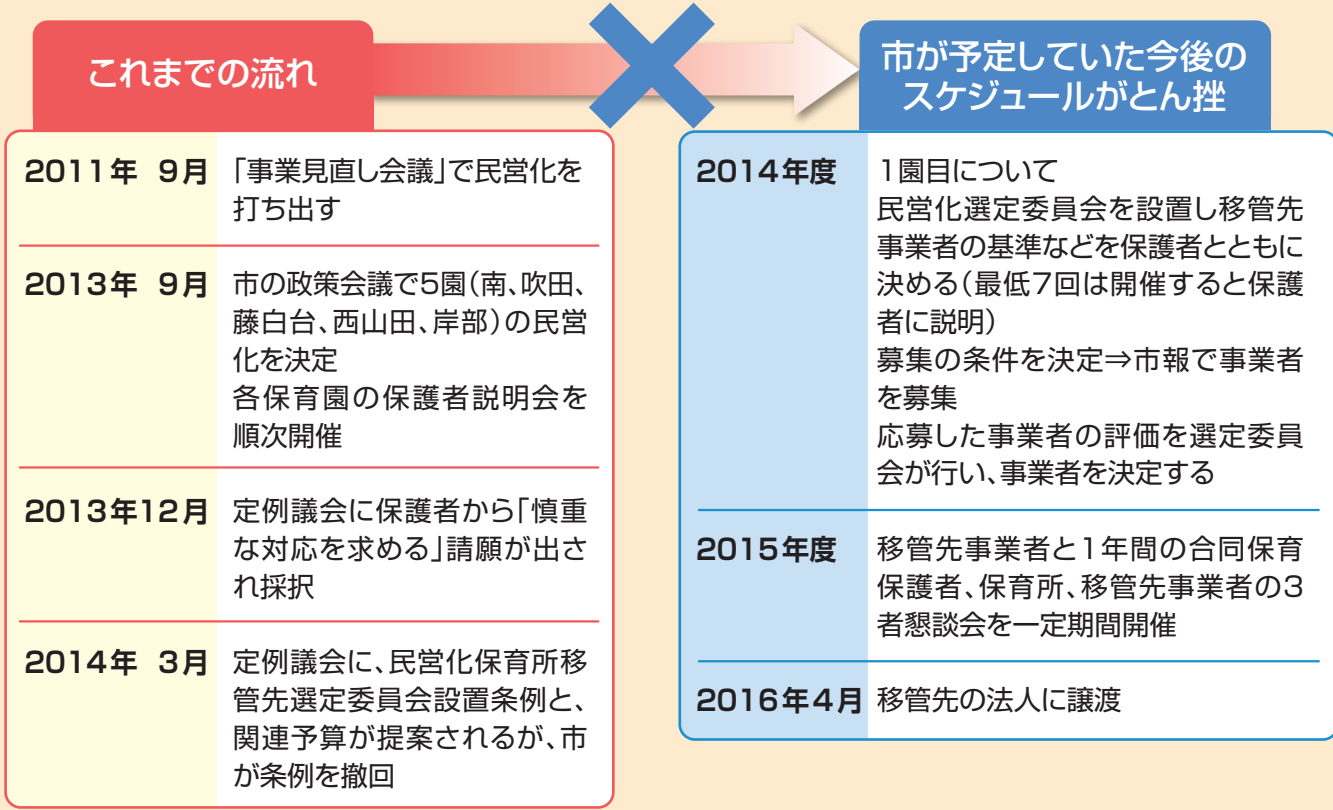


公立保育所 民営化

井上市長の任期中に実施は不可能 民営化を事実上断念

子育て支援の充実に願う市民・保護者の願いに
背を向ける民営化は撤回させましょう



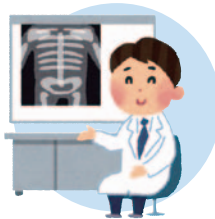
民営化ストップの意義は

「子育てするなら吹田」と言われてきた「吹田らしさ」を象徴する公立保育所。これまで産休明け乳児保育や7時から19時までの延長保育、緊急一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、看護師の配置を行うとともに、全園が地域子育て支援センターとして地域と連携した取り組みを行ってきました。そして、多くの事業は私立の保育所にも広げ、吹田の子どもには公立・私立ともでき

るだけ同じ条件で保育がうけられるよう協力してきました。人件費削減のため公的責任を後退させる大義のない民営化計画は「維新流」政治の典型であり、市と市民の信頼関係をぶち壊す以外の何物でもないと、日本共産党は計画の撤回を求めてきました。市長任期中の民営化を事実上不可能にしたことは、画期的なことです。



市民病院が4月から独立行政法人に4年間の中期計画を認可



これまでと同様、救急医療、災害医療、感染症対応などの政策医療を行い公立病院の使命を果たすことを求めました。また、病院は今後4年間は初診料加算金など料金の値上げは行わないとしています。

児童館の指定管理者の範囲を拡大し、乳幼児の一時預かりを始めるための条例改正は否決



「指定管理は地域団体のみと説明していたのにおかしい」「保育室もなく、全員非常勤の児童館で乳幼児の一時預かり事業を行うのは安全上無責任」として日本共産党は反対しました。

国保 3年連続 保険料の値上げ



	給与収入	H26年度保険料	前年度比
1人世帯	100万円	53,230円	-29,000円
	200万円	217,240円	+1,480円
2人世帯	200万円	213,870円	-22,720円
	300万円	329,570円	+1,560円
3人世帯	300万円	345,920円	+2,090円
	400万円	442,340円	+1,870円
4人世帯	300万円	331,240円	-28,410円
	400万円	458,690円	+2,390円

井上市政は国保会計の「黒字化」をめざし保険料を3年連続で引き上げ、今年の引き上げ率は2.87%となっています。日本共産党は連続値上げにより市民負担は限界として反対しました。また、国の制度改革により保険料上限額が81万円に引き上げられると同時に、5割軽減、2割軽減対象世帯を拡大しました。それにより保険料が昨年より下がる対象は約3700世帯です。また、保険料が上がるのは約4万5000世帯となります。

市民要求の前進



- 千一地区公民館と千一コミュニティセンターの複合施設建設(2014年11月オープン予定)
- 千里山コミュニティ施設整備のため、駅前商業ビルの3階を購入することが決定(2015年春オープン予定)



- 医療的ケアを必要とする障害者などの入居施設「くらしの場」整備事業
- 障害者の働く場創出事業
- 障がい児学童保育の4年生への延長
 - 吹一 ▶ 東 ▶ 千里新田 ▶ 高野 ▶ 津雲 ▶ 千里たけみ



延長は評価できるがモデル実施では療育手帳・障がい者手帳を所持しているか、特別児童扶養手当対象の児童しか認められないため、現在障がい児対応になっている児童も認めるよう提案しています。



- 新たな病児・病後児保育室の設置(江坂地域)
- 公立幼稚園で教育時間終了後の預かり保育拡充(通園児童のみ)
 - 吹南 ▶ 千二 ▶ 大池 ▶ 片山 ▶ 山三

100条委員会の調査報告書

全会一致で可決



市長に「市場価格との差額800万円の賠償を求める」

2011年3月に市が発注した太陽光パネル設置工事を中心としたグリーンニューディール基金事業に関する調査報告書の内容は以下のとおりです。



1 [国と吹田市の関係について]

国からの補助金を執行する際自治体に求められるのは「善良な管理者による注意義務」です(補助金適正化法)。しかし、今回適正な予定価格を設定しなかったため、少なくとも市場価格を

800万円上回る金額での随意契約になったことは「善良な管理者による注意義務」に反しています。よって、国から交付取り消し事由にあたりと判断しました。

2 [市長の責任]

市長は市の予算の執行に責任を負っており、その際には効果的で必要以上支出不ないことが求められています(地方自治法、地方財政法)。ところが適正な予定価格を積算しなかった随意契約を、点検もせず漫然と決裁したことにより、市場価格を上回る800万円の損

害を井上市長は吹田市に与えています。よって井上市長は相当額を吹田市に賠償する責任があります。(なお、関係した職員は上司の指示を仰ぎ組織的に事務を行っているため、個人の責任は問いません。)

3 [利益供与の有無]

関係職員、事業者からは市長の指示や関与があったとする証言はありませんでした。しかし、通常行われな

いような不自然な事務手続きがなぜ行われたのか、説得力のある説明がなく、疑惑を払拭することはできませんでした。

今後について

井上市長に800万円を賠償請求できるのは吹田市であるため、議会として民事裁判を起こすことはできません。また、利益供与についての証言はなかったため、刑法上の責任を問うことはできず、報告書では強制的な捜査能力を持つ機関が捜査すれば別の展開もあるとの可能性を指摘するにとどめています。

日本共産党は「市長は800万円返還すべき」と市長をただしましたが、「契約自体は適法だから賠償しない」と開き直っています。適法かどうかについては、100条委員会の結果と市のガバナンス委員会のまとめで判断が分かれており、これら相違点について、副市長は「精査する」と述べました。引き続き、議会の中で追及してまいります。